

事務連絡

平成31年3月27日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、「平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成30年4月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、平成31年3月31日までの取扱いとすることを示していたところである。今般、当該特例措置については終了とすることとしたため、貴管下の関係団体、保険医療機関及び保険薬局に周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

なお、「平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成30年4月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は、平成31年3月31日限り廃止する。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746